

平成30年度第5回東京都北区空家等対策審議会 議事録

日時 平成31年1月18日（金）午前10時

場所 北とぴあ7階 第2研修室

I. 出席委員（16名）

委 員 (敬称略、順不同)			
高橋 雅夫	内山 忠明	近藤 徹	木佐貫 正
小林 勇	手塚 康弘	星野 信一	平松 一隆
石山 成明	齋藤 邦彦	尾崎 眞一	峯崎 優二
早川 雅子	小野村弘幸	前田 秀雄	佐藤 信夫

II. 欠席委員（4名）

委 員 (敬称略、順不同)			
鶴藺 利弘	高津 智彦	市川 博三	唐澤 学

III. 傍聴者（0名）

IV. 公開・非公開の別

公開、一部非公開

V. 議 事

1. 部長挨拶・事務局説明

横尾まちづくり 部長	<p>皆さま、明けましておめでとうございます。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から、第5回東京都北区空家等対策審議会を始めさせていただきます。</p> <p>昨年中は、お世話になりありがとうございました。おかげさまで特定空家等の認定を北区としてさせていただきました。</p> <p>本日は、その「特定空家等についての今後の取組について」お示しのように、その措置についてご審議を賜りたいと思います。</p> <p>それでは、開催に先立ちまして、本日の流れについて事務局から説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
柄尾住宅課長	<p>おはようございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。本日の流れについてご説明いたします。</p> <p>本日は、前回の第4回審議会におきまして答申を頂戴しました特定空家等につきまして、これらに対する「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置、具体的には助言、</p>

	<p>指導になりますけれども、そちらについて諮問させていただき、その答申を頂戴できればと考えております。</p> <p>それぞれの議案につきましては、主管課長からご説明させていただきますので、議案ごとに審議・採決いただき、その結果について、答申をいただければと思っております。</p>
--	--

2. 審議会委員の出席確認

<p>栃尾住宅課長</p>	<p>続きまして、本日の出席委員についてご報告いたします。</p> <p>本審議会は、20名の委員をもって構成されているところ、本日は、16名の委員に出席いただいておりますので、過半数を満たしておりますので、会議は成立しております。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>横尾まちづくり部長</p>	<p>特定空家等の認定に関わる建物については、区として慎重に進めていきたいということから、その措置について審議会でご審議を賜りたいという主旨で進めさせていただいております。</p> <p>今後の進行につきましては、会長をお願いをいたしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>

3. 議事進行

<p>高橋会長</p>	<p>それでは、本審議会が成立していることを確認しました。</p> <p>ただいまから、東京都北区空家等対策審議会を開催いたします。</p> <p>それでははじめに、諮問文の読み上げ及び資料の確認について、事務局からお願いします。</p>
<p>栃尾住宅課長</p>	<p>会長事務局です。</p> <p>はじめに、資料の確認をお願いいたします。</p> <p>《資料の確認》</p> <p>(1) 事前送付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 特定空家等措置状況一覧（資料5-1） ・ 特定空家等に係る指導又は助言について（第10号議案～第16号議案） ・ 特定空家等の状態にあるか否かの判定について（第17号議案） <p>(2) 当日配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問文（写） ・ 特定空家等認定議案（写） <p>資料の過不足等ございませんでしょうか。</p>

	<p>なお、第10号議案～第17号と、本日配付資料「特定空家等認定議案（写）」につきましては、大変恐縮ではございますが、本日の審議の終了後、回収させていただきたいと存じます。</p> <p>続きまして、諮問文の写しを委員の皆様の上に配付させていただきましたので、読み上げさせていただきます。</p> <p><u>諮問文の読み上げ</u></p> <p>東京都北区空家等対策審議会 殿 東京都北区長 花川 與惣太 特定空家等に係る指導又は助言及び特定空家等の状態にあるか否かの判定について（諮問） 標記の件について、東京都北区空家等対策審議会条例第2条第2号及び第3号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。</p> <p>記 諮問事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定空家等に係る指導又は助言について （第10号議案～第16号議案） 2 特定空家等の状態にあるか否かの判定について （第17号議案） <p>以上でございます。</p>
高橋会長	<p>それでは、議題の審議に入ります。</p> <p>本日の審議につきましては、個人情報が含まれますので、非公開としたいと思いますが、ご異議のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>《異議なし》</p> <p>ご異議がないようですので、この後の審議につきましては、東京都北区空家等対策審議会運営規則第10条第1項第1号の規定に基づき、非公開といたします。</p> <p>《傍聴人なし》</p>

4. 審議終了後

高橋会長	<p>本日の議題につきましては以上となります。ほかにご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>無ければ、本日はこれで終了させていただきます。</p> <p>皆さまのご協力によりまして滞りなく進めさせていただきました。ありがとうございました。</p>
------	---

5. 閉会

横尾まちづくり 部長	<p>多くの議題につきまして、ご審議いただきましてありがとうございました。そして、新年のお忙しい中ご参加いただきましてありがとうございます。ご案内のとおり複雑な権利関係、様々な事情を抱えている方々が、いらっしやることをご説明させていただきました。</p> <p>これからも北区では、慎重にそして委員からのご助言もありましたけれども、親身になって考えていきたいと考えております。何よりも粘り強く進めてまいりたいと考えております</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>次回につきましては、来年度4月以降の開催になります。4回程度を予定しておりますので、内容が決まり次第、皆様にご連絡をさせていただきたいと考えております。</p> <p>この特定空家等に認定した措置の進捗、あるいは対応などについてご報告をさせていただきたいと存じます。</p> <p>なお、本日第10号議案から第17号議案まで、特定空家等の認定議案こちらにつきましては恐縮ですが、そのまま席上に置いていただいて、事務局の方で回収させていただきたいと存じます。</p> <p>本日の審議は、これをもちまして終了させていただきます。本当にありがとうございました。</p>
---------------	---